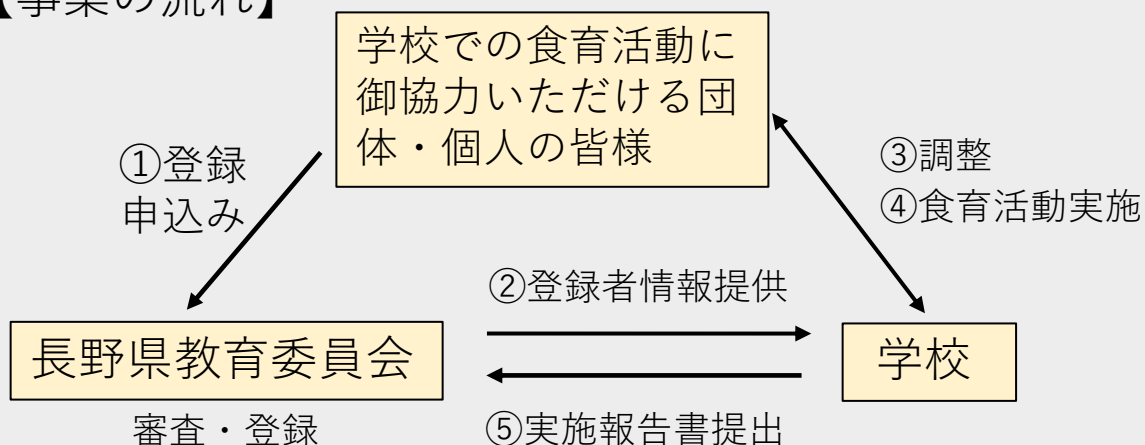


学校での食育活動にご協力を いただける団体や個人の皆様 を募集します

【事業の流れ】



【食に関する活動の例】

- ・ 農業体験（田植え、稲刈りなど）
- ・ 育てた野菜で郷土食・伝統食づくり（おやきなど）
- ・ 和食に関する実習（だしの取り方）
- ・ 工場見学（きのこ栽培、残飯の堆肥化・飼料化）など

※登録されても、必ず学校における活動ができるとは限りません。



きのこ栽培見学



野沢菜収穫・漬物作り



長野県PRキャラクター
「アルクマ」©長野県アルクマ

県HP（実
施要領）は
こちらから
⇒



登録申込
みはこち
らから⇒



学校における食育団体等活用事業に係るQ & A

Q1 この事業の目的は何ですか。

A1 学校で活動している食育団体の方から、もっと活動の機会を増やしたいがなかなか関わる学校が増えないといったご意見をいただきました。

積極的な団体については学校と連携した活動の機会が増えるよう、登録制度を立ち上げました。登録団体等を広く学校等に周知し、その活用を促進することにより学校における食育の推進と充実を図ることがこの事業の目的です。

Q2 どんな団体（個人）でも登録できるのですか。

A2 子どもたちに関わって食に関する活動をしたいという方でしたら、基本的にどんな方（団体・個人）でも登録が可能です。ただし、実施要領第4に規定する暴力団関係者や宗教・政治団体又は偏った思想があると県が判断した方については登録ができないこととしています。

Q3 今まで、地元の小学校で子どもたちとりんご栽培を一緒に行ってきましたが、この事業に登録しなければ今後は同様の活動ができなくなるのでしょうか。

A3 登録の有無にかかわらず、これまでどおりの活動を行っていただいても構いません。

ただし、これまで以上に活動を広げたい。。。例えば、他の地域の小・中学校の子どもたちとも関わりたい。といったご希望がある場合は、ご登録いただくことで他の地域の学校にも活動をご紹介させていただきます。

Q4 学校における活動に必要な費用は、この事業に登録すれば県が負担してくれるのでしょうか。

A4 活動に係る謝金や材料費などの費用は、県は負担いたしません。

必要となる費用については、団体等と学校とでご相談のうえ負担いただくことになります。

その他ご質問等がありましたら、下記までお問合せください。

登録申込はいつでも受け付けています！！

表面の二次元コードから登録申込いただくか、実施要領の様式1、様式2及び活動概要が分かる資料（パンフレット等）を下記までご提出ください。

【問合せ先】

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局 保健厚生課

担当：総務・学校給食係

電話：026-235-7346 FAX:026-234-5169

e-mail:hokenko@pref.nagano.lg.jp

